

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令について（概要）

1 制定理由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）の一部及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 158 号）の一部の施行により、早期退職希望者の募集及び認定の制度（以下「早期退職募集制度」という。）が導入されることに伴い、同制度における必要な書面の様式等を定める。

2 改正内容

- (1) 早期退職募集制度における次の事項に係る書面の様式を定める。
 - ① 応募及び応募の取下げ（第 1 条関係・別記様式第一及び第二）
 - ② 認定をし、及びしない旨の決定の通知（第 2 条関係・別記様式第三及び第四）
 - ③ 退職すべき期日の通知（第 3 条関係・別記様式第五）
 - ④ 総務大臣に対する募集実施要項の送付及び認定者数の報告（第 4 条関係・別記様式第六）
 - ⑤ 退職すべき期日の繰上げ及び繰下げに係る同意（第 6 条関係・別記様式第七及び第八）
 - ⑥ 新たに定めた退職すべき期日の通知（第 7 条関係・別記様式第九）
- (2) 総務大臣に対する募集実施要項の送付及び認定者数の報告は、年度ごとに毎年 4 月、第 4 条各号に掲げる組織ごとに行うこととする。（第 4 条関係）
- (3) 募集実施要項に記載すべき事項を定める。（第 5 条関係）

3 施行期日

施行期日は平成 25 年 6 月 1 日とする。